

**令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託
審査委員会設置要綱**

(設置)

第1条 令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託を行わせる者を選定するにあたり、適切かつ公正な審査を行うため、令和8年度やまなし縁結びイメージアップ推進業務委託審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置する。

(業務)

第2条 審査委員会の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 業務に関する企画提案書の審査
- (2) 業務委託候補者の選定
- (3) その他必要と認められる事項

(組織)

第3条 審査委員会は、別紙名簿に記載された者をもって構成する。

- 2 審査委員会には、委員長を置く。
- 3 委員長は、山梨県総合県民支援局子育て・次世代サポート課長を充てる。
- 4 委員長は、会務を総括する。

(会議)

第4条 審査委員会は、委員長が招集する。

- 2 審査委員会は、委員の過半数の出席により成立する。
- 3 審査委員会の議事は、委員の過半数をもって決するものとする。可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長が必要と認めたときは、持ち回りにより審査を行う。

(会議の非公開)

第5条 審査委員会の会議は、公開しない。

(事務局)

第6条 審査委員会の事務局は、総合県民支援局子育て・次世代サポート課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審査委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則 この要綱は、令和8年6月22日から施行し、委託契約日をもって廃止する。